

指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定行動援護 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、ご利用者に対して障害者総合支援法に基づく、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護（以下、「指定居宅介護等」という。）を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	3
4. 営業日及び営業時間	3
5. 職員の体制	4
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
7. サービスの利用に関する留意事項	7
8. サービス実施の記録について	8
9. 虐待防止の対応について	8
10. 緊急時の対応について	8
11. 事故発生時の対応について	9
12. 苦情等の受付について	9

社会福祉法人 南会津町社会福祉協議会
南会津町社協指定居宅介護事業所
当事業所は福島県の指定を受けています。
(事業所番号 0712330018)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人南会津町社会福祉協議会
所 在 地	福島県南会津郡南会津町田島字中町甲 3918 番地 1
電 話 番 号	0 2 4 1 - 6 2 - 4 1 6 9
代 表 者 氏 名	会 長 渡 部 仁
設 立 年 月	平成 1 8 年 3 月 2 0 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	<p>指定居宅介護事業所 平成 18 年 10 月 1 日 指定福島県 0712330018 号</p> <p>指定行動援護事業所 平成 18 年 10 月 1 日 指定福島県 0712330018 号</p> <p>指定重度訪問介護事業所 平成 18 年 10 月 1 日 指定福島県 0712330018 号</p>
事業の目的	<p>障害者等及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。</p>
事業所の名称	南会津町社協指定居宅介護事業所
事業所の所在地	福島県南会津郡南会津町田島字中町甲 3918 番地 10
電 話 番 号	0 2 4 1 - 6 2 - 6 1 6 1
管 理 者 氏 名	(職名) サービス提供責任者 矢口 美智子 (兼務)
事業所の運営方針について	<p>1 事業所が行う指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2 事業所が行う指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>3 事業所が行う指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、当</p>

	<p>該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>4 事業所は、従事者が提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>5 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>6 前五項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
開設年月	平成18年3月20日
事業所が行っている他の業務	<p>指定訪問介護事業 平成18年3月20日 指定福島県 0772300539号</p> <p>指定訪問入浴介護事業 平成18年3月20日 指定福島県 0772300547号</p> <p>指定居宅介護支援事業 平成18年3月20日 指定福島県 0772300554号</p> <p>南会津町地域包括支援センター 平成21年4月1日 指定福島県 0702330028号</p>

3. 事業実施地域

南会津町全域

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間帯	午前6時～午後10時

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤 換算	指定 基準	職務の内容
1. 管 理 者	1名			1名	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
2. サービス提供責任者 (うち1人管理者兼務)	3名			2名	指定居宅介護等計画を作成し、利用者及びその同居の家族に内容を説明のうえ交付するほか、利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等を行うとともに、自らも指定居宅介護等の提供に当たる。
3. 訪問介護員	4名	16名	6.65名		指定居宅介護等計画に基づき、指定居宅介護等の提供を行う。

※当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定行動援護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護等計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から居宅介護計画、重度訪問介護計画及び行動援護計画（以下「居宅介護等計画」という。）を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」とご利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やご利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、ご利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、ご利用者の申出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

居宅介護及び重度訪問介護

①身体介護

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。

○通院介助…通院の介助を行います。

○その他必要な身体介護を行います。

※医療行為はいたしません。

②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

○調理…利用者の食事の用意を行います。

○洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。

○掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

○買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。

○その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ご利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

重度訪問介護

①外出時の移動中の介護

○官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません

行動援助

①ご利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他のご利用者が行動する際に必要な援助を行います。

その他

○必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

（2）利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、ご利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。

〈2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合〉

○1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、ご利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

〈利用者負担額の上限等について〉

○介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。

○ご利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

〈償還払い〉

○事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、ご利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。

1. サービス利用料金	円
2. うち、介護給付費が給付される金額	円
3. サービス利用にかかる利用者負担額（1－2）	円

※1 料金には特別地域加算（15%）がされております。

※2 料金には介護職員処遇改善加算Ⅳ（居宅介護 27.3%）がされております。

※3 料金には特定事業所加算Ⅱ（10%）がされております。

（3）サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ①通院介助及び外出時の移動中の介護において、訪問介護員に公共交通機関の交通費、入場料などが必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

（4）利用者負担額のお支払方法

前記（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

①現金支払

②金融機関口座からの自動引落

ご利用できる金融機関：東邦銀行、会津よつば農業協同組合、郵便局

（5）利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、居宅介護等計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時までに申し出てください。
- ②市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ③サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の稼働状況によりご利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示するなど必要な調整をいたします。

7. サービスの利用に関する留意事項

（1）訪問介護員について

- ①サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。担当の訪問介護員や訪問する訪問介護員が交替する場合は、予めご利用者に説明するとともに、

ご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

- ②ご利用者から特定の訪問介護員を指名することはできませんが、訪問介護員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

①サービスは、「居宅介護等計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、ご利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

②サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更

①訪問時に、ご利用者の体調等の理由により居宅介護等計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得てサービス内容を変更します。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにお知らせください。また、サービス提供責任者や訪問介護員が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為②ご利用者若しくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ご利用者若しくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ご利用者の家族等に対するサービスの提供⑤飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等においてご利用者の同意を得てご利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（ご利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦その他ご利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |
|--|

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、ご利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護等計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業所では、関係法令及び社会福祉法人南会津町社会福祉協議会個人情報保護規程に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっております。

- (3) ご利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合はご利用者の同意（「個人情報使用同意書」による。）に基づき情報提供をいたします。

9. 虐待の防止について

事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待の防止のための研修会の実施
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 <small>やぐち みちこ</small> 矢口 美智子（サービス提供責任者） ・ご利用時間 午前8時30分から午後5時15分まで ・電話番号 0241-62-6161 ・FAX 0241-62-6162
------------------	---

10. 身体拘束の適正化について

- (1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。
 - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
 - ②身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③身体拘束等の適正化のための研修会の実施

11. 緊急時の対応について

本事業所は、サービスの提供中にご利用者の病状急変等の緊急時には速やかに医療機関等への連絡等を行います。また、主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を行います。

12. 事故発生時の対応について

- (1) 本事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに南会津町役場及びご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 本事業者は、サービス提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事項が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。
- (3) 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 社会福祉法人全国社会福祉協議会
保 險 名 社協の保険

13. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払手続などサービス利用に関するご相談、利用者記録等の情報開示の請求は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付及び ご利用相談窓口	・受付担当者	矢口美智子 (サービス提供責任者)
	・受付時間	午前8時30分～午後5時15分 月曜日から金曜日まで、ただし、国民の祝日、 12月29日から1月3日を除く。
	・電話番号	0241-62-6161
	・FAX	0241-62-6162
	〈苦情解決責任者〉・事務局長 五十嵐 小一郎	

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。ご利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」にご相談することもできます。

〈南会津町社会福祉協議会第三者委員〉

氏名	住所	備考
舟木由紀子	南会津町田島字後原甲 3555 番地 1	人権擁護委員
星善光	南会津町松戸原 199 番地	人権擁護委員
馬場宗一	南会津町宮床字居平 528 番地 1	人権擁護委員

(3) 行政機関その他苦情受付期間

南会津町役場 健康福祉課(障害担当)	所在地	南会津町田島字後原甲 3531 番地 1
	電話番号	0241-62-5050
	FAX	0241-62-1288
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
福島県国民健康保険団体連 合会	所在地	福島市中町3番7号
	電話番号	024-528-0040
	FAX	024-528-0989
	受付時間	午前8時30分から午後4時まで
福島県社会福祉協議会 (福島県運営適正化委員会)	所在地	福島市渡利字七社宮 111 番地
	電話番号	024-523-2943
	FAX	024-523-2943
	受付時間	午前9時から午後4時30分まで

令和 年 月 日

指定居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 南会津町社協指定居宅介護事業所

説明者職名 サービス提供責任者 矢口美智子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護等サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 福島県南会津郡南会津町 _____

氏 名 _____ 印

(家族代表)

住 所 _____

氏 名 _____ 印